真岡市消費生活センターだより No.47

令和8年10月発行

消費生活相談窓口
場所：真岡市役所2階
☎ 0285-84-7830（はなして）（な や み なし）
月～金曜日（祝日除く）9～12時、13～16時

休日は消費者ホットライン
☎188（いやや）（局番なし）へ

消費生活センターでは、消費者（市民の方）が商品購入などにおいて、事業者と契約トラブルにあった場合に、消費者が自ら解決するための助言や情報提供を行っています。相談内容によっては、適切な専門相談窓口などを紹介しています。なお、個人間トラブル、事業者や個人事業主からの事業に関わる相談などはお受けしていません。

訪問販売 電話勧誘販売 初めに勧誘をする目的であることを言わない業者に注意

「○○会社と申します。今日は△△をお勧めするために来ました」と販売する商品の種類も含めて 事業者は初めに告げる必要があります



- 分電盤
 - 古いので交換しないと漏電しますよ
 - ✖ 無料で点検します
- 蓄電池
 - 電気
 - 給湯器
 - ガス
 - ✖ ソーラー発電の売電が10年で終了します 説明に行きます
 - 料金が安くなります
- ✖ お使いのサービスが終了します 切り替えが必要です
 - 光回線
 - プラン変更で安くなります
- ✖ 以前ご注文をいただきました
 - 海産物を送ります
 - 海産物
- ✖ 使わなくなった洋服や食器などありませんか
 - 貴金属はないか査定だけでも
 - 不用品回収
- ✖ 近所の工事でご挨拶に来ました お宅の瓦がずれています
 - このままだと雨漏りしますよ 無料点検します



詐欺対策にも効果あり 訪問販売や電話勧誘販売の撃退法

安易に玄関を開けない 家の中に入れない



どなたですか

ドアを開ける前に
「どなたですか」と聞いて
知らない人はドアを開けない

ドアを開けずに
「お帰りください」とはっきり断りましょう

知らない相手と話さない 個人情報を教えない



✖ 荷物の預かり期限が切れます 1番を押してください



特殊詐欺対策の電話機を活用する

常に留守番電話にして直接業者と話さない

声に出して

はっきり断ることが重要



「いりません」と
はっきり伝え
すぐに電話を切る



いりません

再勧誘の禁止

はっきり断った人に、事業者が再度勧誘をすることは、法律で禁止されています！

その場で契約しない



✖ 安くなる
キャンペーン中
今すぐサインして！



訪問販売や電話勧誘販売の場合
契約書を受け取った日から8日以内なら
クーリング・オフにより解除できます